

地域医療連携推進法人制度の概要

参考資料1

地域医療連携推進法人の認定

地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するため、病院等に係る業務の連携を推進するための方針(医療連携推進方針)を定め、医療連携推進業務を行う一般社団法人は、都道府県知事の認定(医療連携推進認定)を受けることができる。
＜医療法第70条第1項＞

地域医療連携推進法人の社員

- ・病院等の医療機関を開設する医療法人等の非営利法人
(社会福祉法人、公益法人、学校法人、国立大学法人、独法、地方独法、自治体等)
- ・介護事業等の地域包括ケアシステムの構築に資する事業を行う非営利法人
＜以上、医療法第70条第1項＞
- ・地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するために必要な者
(個人開業医、大学等の医療従事者養成機関の開設者、自治体、医師会、歯科医師会等)
＜医療法第70条第1項、医療法施行規則第39条の2＞

主な認定基準

- ・地域医療構想区域を考慮して病院等の業務の連携を推進する区域を定めていること。
- ・地域の関係者等を構成員とする評議会が、意見を述べることができるものと定めていること。
- ・参加法人の予算、事業計画等の重要事項について、地域医療連携推進法人の意見を求めるものと定めていること。
＜以上、医療法第70条の3第1項＞

※知事の認定は、地域医療構想との整合性に配慮するとともに、県医療審議会の意見を聴いて行う。

＜医療法第70条の3第2項＞

実施する業務

病院間相互間の機能の分担及び業務の連携の推進(介護事業等も含めた連携を加えることができる)を図ることを目的として次の業務を行う。

- ・医療従事者の研修、医薬品等の供給、資金貸付等の医療連携推進業務。

※一定の要件により介護サービス等を行う事業者に対する出資を可能とする。

<医療法第70条第2項>

地域医療連携推進法人における病床融通の特例

都道府県知事は、一定の要件に該当すると認めるときは、基準病床数の特例として、増床等に係る事務を行うことができる。

<医療法第30条の4第10項>

特例の条件

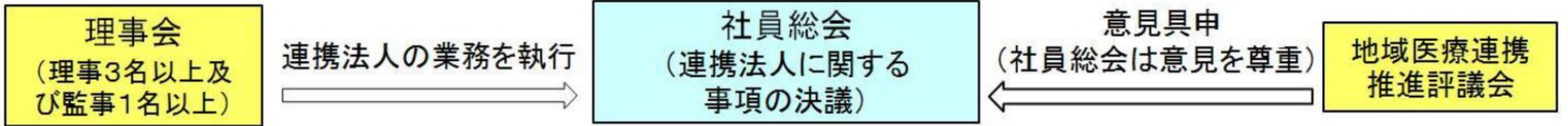
- ・地域医療構想の達成の推進に必要であること
- ・地域医療連携推進法人内で合計病床数が増加しないこと
- ・病床数が減少する場合は医療連携推進区域における医療提供体制の確保に支障を生じないこと
- ・法人内の評議会の意見を聴いていること

<以上、医療法施行規則第30条の32の3>

地域医療連携推進法人制度について（概要）

- ・医療機関相互間の機能分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢としての、新たな法人の認定制度
- ・複数の医療機関等が法人に参画することにより、競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保

地域医療連携推進法人



認定・監督

都道府県知事

- 医療連携推進区域（原則地域医療構想区域内）を定め、区域内の病院等の連携推進の方針（医療連携推進方針）を決定
- 医療連携推進業務等の実施
 診療科（病床）再編（病床特例の適用）、医師等の共同研修、医薬品等の共同購入、参加法人への資金貸付（基金造成を含む）、連携法人が議決権の全てを保有する関連事業者への出資等
- 参加法人の統括（参加法人の予算・事業計画等へ意見を述べる）

参画(社員)

参画(社員)

参画(社員)

参画(社員)

参加法人
 (非営利で病院等の運営又は地域包括ケアに関する事業を行う法人)

(例)医療法人A

病院

(例)公益法人B

診療所

(例)NPO法人C

介護事業所

- ・区域内の個人開業医
- ・区域内の医療従事者養成機関
- ・関係自治体 等

- 一般社団法人のうち、地域における医療機関等相互間の機能分担や業務の連携を推進することを主たる目的とする法人として、医療法に定められた基準を満たすものを都道府県知事が認定（認定基準の例）
 - ・ 病院、診療所、介護老人保健施設のいずれかを運営する法人が2以上参加すること
 - ・ 医師会、患者団体その他で構成される地域医療連携推進評議会を法人内に置いていること
 - ・ 参加法人が重要事項を決定するに当たっては、地域医療連携推進法人に意見を求めることを定款で定めていること

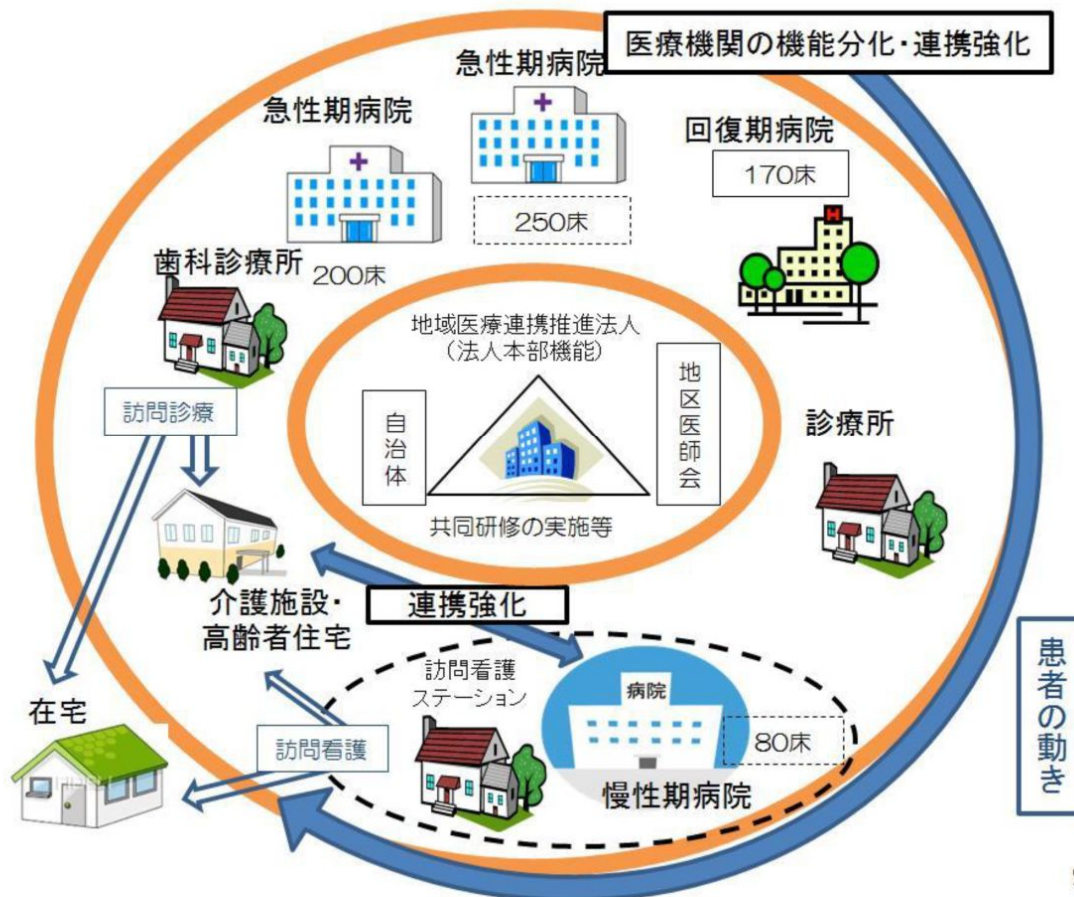
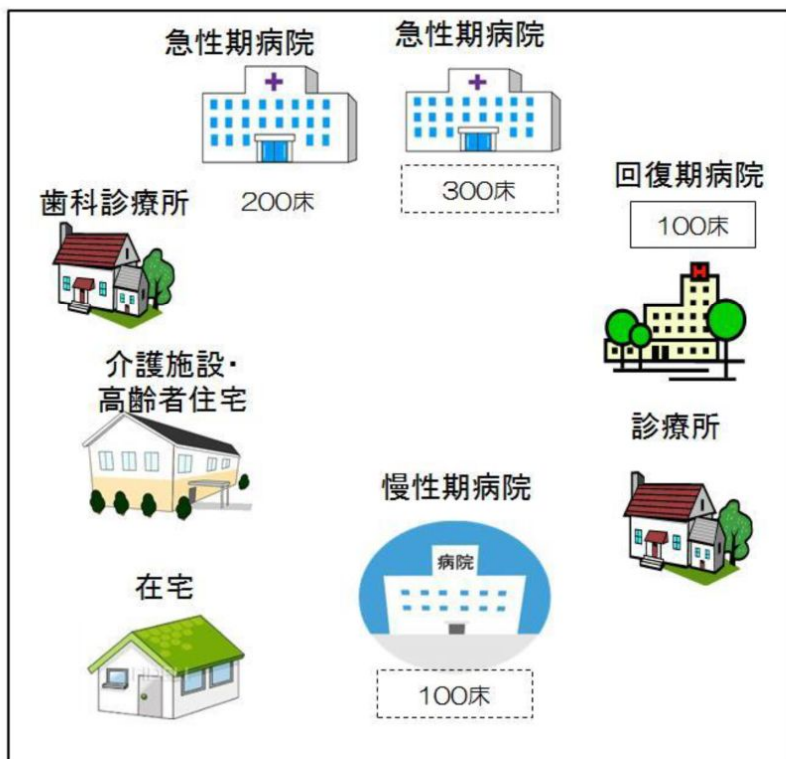
＜イメージ①：地域の病院ネットワークの法人化＞

課題

- 急性期病院：過剰
(過剰な設備投資・医療従事者確保競争)
- 回復期病院：不足
(在宅復帰への橋渡し役の不足)
- 慢性期病院：過剰
(在宅復帰ではなく長期入院)
- 在宅医療機関：不足
(在宅医療への対応体制不十分)
- 歯科診療所：バラツキ
(入院者・入所者への対応不十分)

対応：統一的な方針を調整・決定して課題に対応

- 急性期病院から回復期病院へ病床融通
(急性期病院の減床・回復期病院の増床)
- 慢性期病院の機能転換による在宅医療の充実
(慢性期病院の減床・在宅医療の体制強化、医療従事者の研修)
- 医療機関と介護施設・高齢者住宅の連携の強化
(入所者・在宅の訪問看護・診療や、口腔ケアの充実)



<イメージ②：地域の複数の総合病院のグループ化>

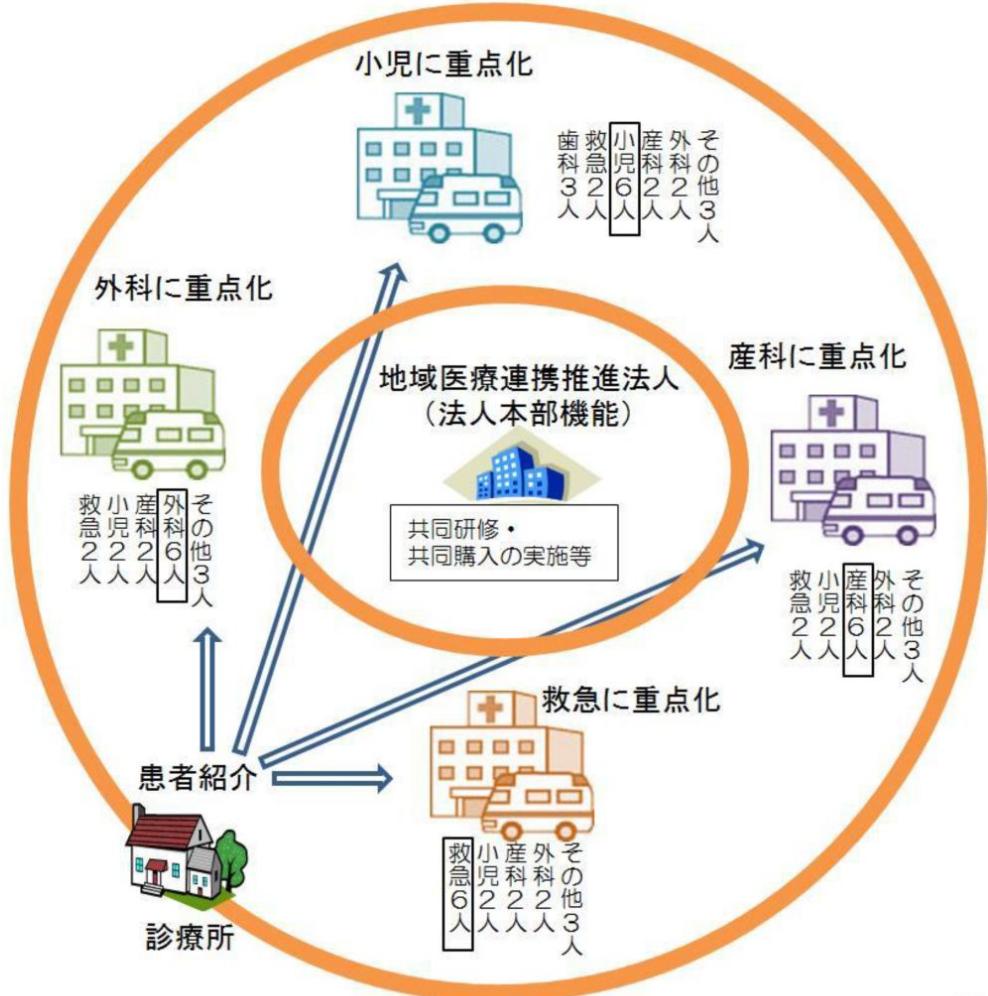
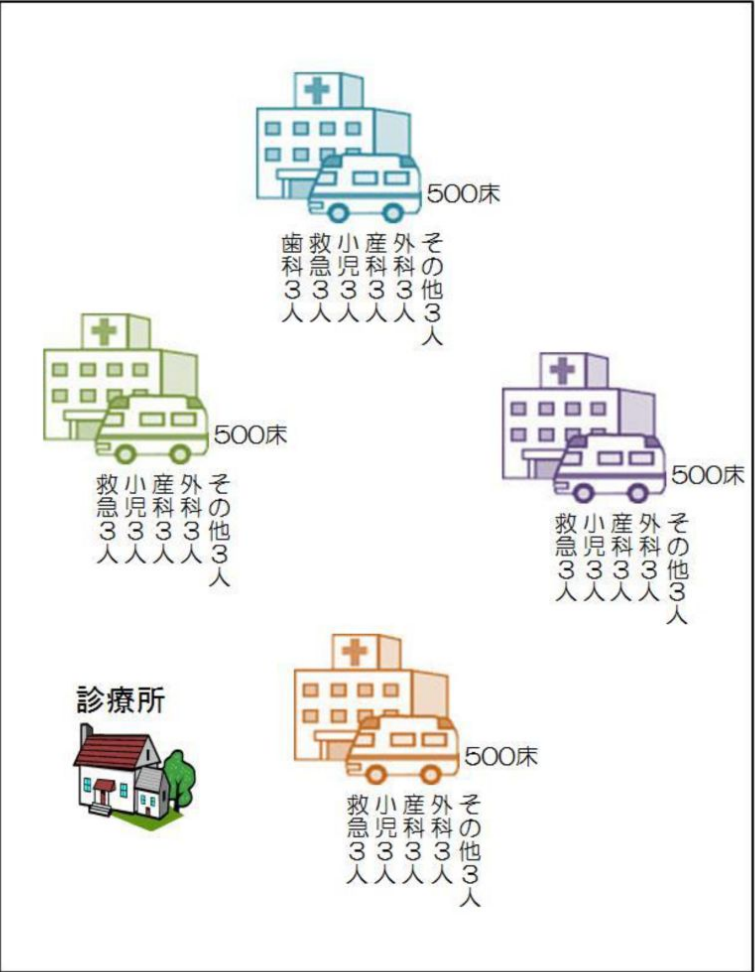
課題：病院間の役割分担がない

- ・診療内容が競合
- ・診療規模・質が中途半端
→ 医師が適正配置されていない等
- ・医療機器を別々に購入
- ・高難度症例が分担されていない



対応：統一的な方針を決定して病院間の役割分担

- ・診療内容を重点化
- ・医師の集約化により、医師を確保、質の向上
- ・共同研修で専門性を高める、共同購入で効率化
- ・専門性の高い病院への患者紹介の円滑化



地域医療連携推進法人設立までの手続・スケジュール

